

令和 5 年 6 月 13 日現在

機関番号：17301

研究種目：挑戦的研究(萌芽)

研究期間：2018～2022

課題番号：18K19685

研究課題名(和文)薬物事犯による刑事施設入所中の累犯受刑者の保健医療ニーズと社会生活定着要件

研究課題名(英文)Health care needs and requirements to community re-integration among repeated drug-related offenders in penal institutions

研究代表者

大西 眞由美(OHNISHI, Mayumi)

長崎大学・医歯薬学総合研究科(保健学科)・教授

研究者番号：60315687

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,800,000円

研究成果の概要(和文)：福祉と保健は連携・協働体制が確立していると考えがちであるが、触法者や矯正施設入所経験者支援に関しては、「横」のコミュニケーションが取れていない、あるいは保健分野・保健師が自分たちの役割であることを認識していない状況が示された。一方、保健師は、触法・受刑経験の有無にかかわらず、住民サービスの一環として触法者や矯正施設入所経験者に携わっている実態も明らかとなった。司法分野では、身体的・精神的健康課題をもつ触法者や矯正施設入所経験者への支援の困難性や、司法分野の支援期間終了後の継続的な健康管理や支援について課題があることも示された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

触法者や矯正施設入所経験者支援に関し、司法・福祉・保健分野が、地方自治体における再犯防止等推進会議などにおいて、それぞれの分野・職種役割・機能をお互いに理解し合うことも重要である。司法・福祉・保健分野が、個別に対応している状況から、それぞれの得意分野を活かしつつ、また補い合いながら、支援が縦横かつ重層的につながることで、セーフティネットからこぼれ落ちがちな人々が安定的に地域生活を継続できる支援体制の構築が必要である。

研究成果の概要(英文)：Although it is often assumed that there is an established collaborative system between welfare and public health (PH), the study showed that in fact there is no trans-sectoral communication between the two or that PH services and public health nurses (PHN) are not aware of their specific role in supporting people with experiences of infringement of the law or who have been in penal institutions (PI). The study also revealed that PHN are already involved in providing support to community residents, whether with or without experiences of infringement of the law or who have been in PI. In the justice sector, the study also showed that there are difficulties in providing support to people with health concerns, as well as issues regarding ongoing healthcare after the designated period of support. It is important for the justice, welfare, and PH sectors to understand each other's roles and functions in order to provide continuous and stable support to socially vulnerable people.

研究分野：公衆衛生看護学

キーワード：薬物事犯 矯正施設入所経験者 触法行為 累犯者 受刑者 社会的包摂 地域生活定着支援

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

触法者や矯正施設入所経験者に対する地域生活定着支援に関し、司法分野と福祉分野の連携・協働が進む中で、保健分野、特に行政保健師がその連携・協働体制の中に組み込まれていく必要があるのではないかとという問題意識を基に本研究に着手した。

「平成 28 年版犯罪白書」によると、2015 年の刑法犯として認知された罪名の中で「窃盗」(73.5%) が最も多く、次いで「薬物事犯」と報告されている。また、刑事施設入所経験者の約 4 割が出所後 5 年以内に再受刑している。出所時に「帰る場所がない」者は 48% おり、その 9 割は 5 年以内に再犯行為に至っている。再犯・触法行為を繰り返す者の中には、出所後に適切な地域生活定着支援が受けられず、地域社会の中に「居場所」を得られないまま、自ら刑務所内に戻ることを希望した者もいる。また、刑務所内では確保されていた医療サービスも、出所後に治療中断し、健康状態が悪化してしまう場合もある。加えて、少年の再犯罪の背景として家庭の貧困、成育歴や愛着形成、虐待・社会的搾取といったことも影響しており、それが成人期以降も彼らの社会の中での「生きにくさ」に影響していることが考えられる。更にその「生きにくさ」が薬物事犯にも繋がっている可能性がある。

このような状況は、諸外国においても公衆衛生上注目すべき課題として指摘されており (Barrenger, 2017; Clark, 2017)、彼らの地域生活定着には、信頼関係に基づく「人」による支援が不可欠であると言える。欧米諸国において刑事施設内と地域保健・公衆衛生分野が連携し、元受刑者らの保健医療分野の支援を含めた地域生活定着支援を供給することにより、再入所防止の可能性が示されている (Abbott, 2017; Janssen, 2017)。これは、2013 年の国際薬物乱用防止デーにおいて、刑罰による薬物政策が適切な成果をもたらすとは言えず、司法の中での保健医療および福祉支援と、地域社会における非刑罰化・非犯罪化による社会的包摂プログラムを促進することを推奨している点でも一致している。

2012 年から取組が開始されている「再犯防止に向けた総合対策」においても、刑事施設入所経験者の健康課題への対応にも注目した分野横断的な支援体制の構築が不可欠である。こういった再犯者らには、応報型刑事対応ではなく、社会復帰を主たる目的として、必要な治療を提供すると共に、彼らのトラウマ体験や社会の中での「生きにくさ」に注目し、彼らを社会的孤立させないようにすることが求められる。

2. 研究の目的

- (1) 薬物事犯による累犯受刑者を対象として、再犯に至った過程や成育歴等を含む背景を分析し、薬物使用を含む健康面の要因を含め、彼らの再犯防止と地域生活定着のための阻害因子を検討する。
- (2) 刑事施設入所経験者および触法者の地域生活定着支援における司法・保健医療・福祉の分野横断的かつ継続的な社会包摂支援体制の構築・強化要件を検討する。

3. 研究の方法

【調査 1】

薬物事犯による刑事施設入所中の男女を対象に、社会的側面も含めた健康課題ならびに社会生活への再統合に係る障壁・課題を明らかにするために、インタビュー調査を実施した (2019 年 4 月-9 月)。尚、既に実施していた刑事施設入所経験がある薬物依存症者 (薬物依存症リハビリテーション施設 DARC メンバー) に対するインタビュー調査 (大西, 他, 2019) の結果と比較しながら分析を行った。

(1) 対象

全国の「犯罪傾向が進んでいる者 (累犯者)」を収容する B 級刑務所 (41 ヶ所) 収容者中、薬物事犯による累犯者を対象とした。本研究者とも関係性が構築されている N 刑務所収容者中、本研究のインタビュー対象者となり得る男性受刑者 15 人を刑務所側から推薦してもらった。また女子刑務所である F 刑務所から、本調査の対象となり得る薬物事犯による受刑者 15 人を推薦してもらった。尚、インタビュー対象者の選定については、インタビュー中にインタビュー (研究者) に対して反社会的行為あるいは公序良俗に反する行為をとることが予測される者は除外することで、刑務所側から了解を得た上で調査を実施した。また、知的障がい・認知障がい等により、著しくインタビューへの回答が困難だと考えられる者については、インタビュー対象候補者から除外した上で推薦してもらった。

(2) インタビュー調査の手順

- ① 研究実施に先立ち、法務省矯正局および調査協力刑務所を管轄する矯正管区に対し、研究実施に係る説明を行い、協力を得た。
- ② 研究対象者へのインタビューに先立ち、協力いただいた N 刑務所および F 刑務所に対し、研究実施に係る説明を行い、インタビュー対象者の推薦およびインタビュー場所の設定について協力を得た。
- ③ 本研究実施に先立ち、刑務所側から管轄の矯正管区に対し、書面による調査受入れに係る了解を得ていただいた。

- ④ 本研究実施に先立ち、「協定書」および「インタビュー調査時遵守事項」により、刑務所側と研究者間で研究実施および情報管理に係る合意文書を交わした。
 - ⑤ インタビュー対象者の選定にあたり、刑務所が、インタビュー対象者に対して「同意書」を取り付けた。また「同意撤回書」についても刑務所がインタビュー対象者に説明し、渡していただいた。尚、刑務所がインタビュー対象者に調査協力に係る説明をする際には、研究者が作成した説明書（案）を基に刑務所が作成した「調査依頼に対する協力について」を用いて説明を行なった。
 - ⑥ インタビューを開始する前に、研究者から、口頭および文書にて研究参加に係る説明した上で、インタビュー内容の録音の可否も含め、口頭による同意を得た。
 - ⑦ インタビュー対象者のプライバシーを守るため、インタビューは他の人がいないプライバシーを守る場所を刑務所側に準備していただいた。インタビュー対象者の個人を特定できる情報（氏名、生年月日等）は収集しないこととし、研究者はインタビュー対象者に関するデータはコード番号またはイニシャルで管理した。
- (3) インタビュー方法と内容
- ① インタビュー場所は、研究者の安全とインタビュー対象者のプライバシーが確保される部屋を刑務所側に指定・準備していただいた。原則として研究者とインタビュー対象者の間にはアクリル板等の仕切りが無い部屋で、室内での刑務官の立会い無の条件下でインタビューを実施した。ただし、インタビュー中に、刑務官と研究者は必要に応じて直ぐに連絡が取れるような方法（ブザーの使用等）を確保した。また、刑務官らがインタビュー内容は聞こえないが、インタビュー中の様子をカメラ等で観察可能な別室を準備していただいた。
 - ② あらかじめ準備したインタビューガイドに基づき、半構成的インタビュー調査を実施した。インタビューは、一人あたり概ね1時間程度とした。
 - ③ インタビューは、インタビュー対象者の了解の上、ICレコーダーに録音すると共に、フィールドノートに要点を記録した。
 - ④ インタビュー内容は、以下の通りである。
受刑に関する事項： 刑事施設被収容経験（薬物事犯、非薬物事犯含）： 収容回数、収容時期・期間、収容理由、再犯・累犯に至った理由に関する自己分析
社会復帰・地域生活定着支援内容： 現在・過去の受刑中および過去の出所時・出所後に受けた社会福祉支援あるいは保健医療サービスの有無と内容、社会生活適応を困難にしている要因に関する自己分析、自分が考える地域生活定着に必要な支援・要件
健康状態に関する事項： 現在の自覚症状、現病歴、既往歴、精神健康度（K6）、主観的健康感、ヘルスリテラシー
社会人口学的背景： 年齢、学歴、職歴、婚姻歴、成育歴、これまでの主たる収入源、年金受給の有無、生活保護受給経験の有無

(4) 倫理的配慮

本調査は、長崎大学医歯薬学総合研究科（保健学系）倫理委員会において審査・承認を受けた上で実施した（承認番号：17101202 および 18110803）。

【調査2】

刑事施設出所直後からの支援に携わる保護観察官、保護司、更生保護施設職員を対象に、受刑経験者の健康生活支援に係るそれぞれの連携・協働の実態を明らかにするために質問票調査を実施した。

(1) 対象

- ① 地域生活定着支援センタースタッフ（発送数 240）： 全国 48 か所の地域生活定着支援センターのスタッフ中、最近1年以内に健康課題（薬物事犯含）あるいは障がいをもつ矯正施設入所経験者支援に携わったことがある者5人に回答してもらうように依頼した。通常、地域生活定着支援センターでは、6~9人程度のスタッフによって矯正施設入所経験者支援に携わっているため、各センターから適任者5人を選び、回答してもらうようにセンター長に依頼した。
- ② 保護観察官（発送数 310）： 全国 50 か所の保護観察所の保護観察官中、最近1年以内に健康課題（薬物事犯含）あるいは障がいをもつ矯正施設入所経験者支援に携わったことがある者5人に回答してもらうように依頼した。ただし、北海道、宮城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、広島県、福岡県については、規模に応じて10人程度に回答してもらうように依頼した。
- ③ 更生保護施設職員（発送数 309）： 全国 103 か所の更生保護施設の職員に各3人ずつ回答してもらうように依頼した。
- ④ 保護司（発送数 300）： 全国 886 か所の更生保護サポートセンターから都道府県別人口を考慮して100か所を抽出し、各センターに所属する保護司の内、最近1年以内に健康課題（薬物事犯含）あるいは障がいをもつ矯正施設入所経験者支援に携わったことがある者3人に回答してもらうように依頼した。

(2) データ収集方法と調査内容

上記(1)の調査対象者に対し、郵送による無記名自記式質問票調査を実施した（2021年11月－12月）。

質問票の内容は以下の通りである。

- ① 職種・資格、現在の業務の経験年数等の回答者の属性
- ② 最近1年以内の：
 - 心身の健康課題を持つ受刑経験者の支援の経験
 - 心身の健康課題の種類
 - 薬物事犯者・薬物依存症者の支援経験
 - 心身の健康課題をもつ矯正施設入所経験者の支援における地域保健分野との連携・協働経験と内容
 - 薬物事犯者・薬物依存症者の支援における地域保健分野との連携・協働経験と内容

(3) 倫理的配慮

本調査は、長崎大学医歯薬学総合研究科（保健学系）倫理委員会において審査・承認を受けた上で実施した（承認番号：19071105 および 21090907）。

4. 研究成果

【調査1】

- (1) 刑事施設入所中の者も DARC メンバーも、幼少期より貧困家庭あるいは片親家庭で育つ、学歴も中卒あるいは高校中退、精神疾患治療歴があるといった社会的脆弱性を抱えている者が多かった。一方で、経済的に裕福な家庭に育ち、有名進学校に進学した後、薬物使用に至った者等、比較的良好な場合もあった。
- (2) 子どもの頃から、家庭にも学校にも居場所がなく、小学校高学年から中学生の頃に仲間とタバコ、アルコール、シンナー等を始めたが、仲間が高校入学と同時に、「自分のまわりから人がいなくなった」と語った者は、「悪さをしていても他のみんなには“帰る場所”があった。でも自分にはなかった」とも語っていた。高校に進学しなかった彼は、その後、反社会的組織ともつながりを持つようになり、覚せい剤も使用するようになった、とのことであった。
- (3) 本研究のインタビューで初めて自分の生い立ちや子どもの頃の被虐待経験を他人に語った、と話した女性受刑者も複数いた。今まで誰にも語ったことがなかった父親からの性被害経験を語ってくれた女性受刑者は、「自分のような経験をすることがなくなるために役に立つのであれば」と思い、インタビュー調査に応じたと話してくれた。「自分に自信がもてなくて、誰かの役に立つことができるとは思っていなかった」と語り、インタビューの最後に「あなたに会えて良かった」と話していた。
- (4) 家族との関係性は、大半の者が、完全に音信不通、出所時に誰も迎えに来る人はいない、連絡先は知っているが何年も連絡を取っていない、数か月から1年に1回程度連絡を取るといった状況にあった。一方で、定期的に配偶者や家族が刑務所に面会に来る等の関係性が保たれている場合もあった。
- (5) 薬物使用によって逮捕される、あるいは逮捕されないまでも違法薬物を使用していることが家族の知るところとなった時点で、本気で使用を止めるための手だてを講じてくれる人がいたという経験をしているか否かによって、人との信頼関係を構築する基盤の安定性に違いがあると考えられた。
- (6) 上記(2)や(3)の状況にある者は、小児期逆境体験によって自尊感情や自己効力感が低いことに加え、刑事施設から出所しても家族や友人との関係性が途切れていたり、亡くなっていたりするため、個人の力のみで自立生活を開始・継続することが困難であることが推察される。また、人生の多くの時間を累犯によって刑事施設で過ごしているため、刑事施設以外での職業能力や社会性・人間関係の構築において課題がある。
- (7) 刑事施設入所中の者も DARC メンバーも、社会生活定着のために必要な支援として、「仕事」と「住居」の紹介を挙げる者が多かった。
- (8) 精神的健康状態について検討したところ、刑事施設入所中の男性よりも DARC 参加者の方が、統計的に有意に精神的健康状態が不良であった(Mann-Whitney U test, $P = 0.007$)。また、主観的健康感については、13 人 (86.7%) の刑事施設入所中の男性および 10 人 (76.9%) の DARC 参加者が“とても良い/良い”と回答しており (Cochran-Armitage Test, $P = 0.533$)、一般日本人男性を対象とした先行研究結果(62.2%)¹⁾よりも良い状況であった。これらの結果の解釈においては、刑事施設入所中の者は社会から隔離された状況におかれており、自らの依存症としての病を否認、あるいは十分に認識していない可能性がある一方、DARC 参加者は自らの病を認識しているからこそ DARC に参加しているのであり、現実社会と向き合い、社会復帰を目指している可能性があることを考慮する必要がある。

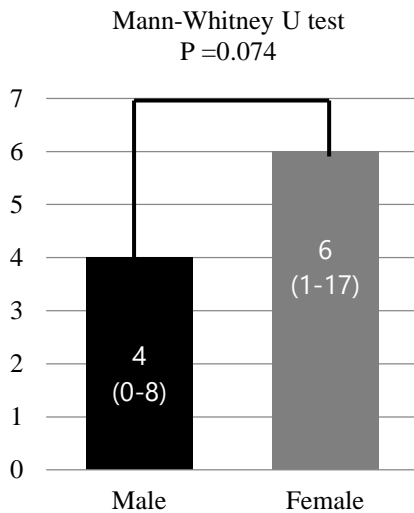


Figure 1. The median K6 score

- (9) 精神的健康状態と主観的健康感について検討したところ、統計的有意ではないものの、男性受刑者は女性受刑者よりも精神的健康状態が良好な傾向にあった（Mann-Whitney U test, $P = 0.074$ ）。しかし、主観的健康感に統計的有意な男女差は認められなかった（Figure 1）。すなわち、女性受刑者では、主観的健康感が比較的高いにも関わらず、精神的健康状態が不良傾向の場合があると考えられる。
- (10) 受刑経験がある薬物依存症者の再犯防止ならびに社会生活定着支援に必要な条件について、当事者からのニーズの表出と、刑事施設入所経験者の地域定着支援に携わった経験をもつ支援者によるニーズの言語化を総合的に検討する必要がある。現時点では、受刑経験者の社会生活定着支援に関し、司法・保健・福祉のそれぞれの役割・機能をお互いに理解することも不十分であり、まず支援事例を共有する等の共通理解と協働が必要であると考えられる。

【調査 2】

- (1) 保護司および更生保護施設職員の年齢は、地域生活定着支援センター職員および保護観察官よりも高い傾向にある。特に 60 歳代以上の者が 91.4% および 64.9% と多い。いずれも現役を退いた者が対応している可能性が推察される。
- (2) 地域生活定着支援センター職員の経験年数は、他職種に比べて短い傾向にある。地域生活定着支援センター職員に次いで、更生保護施設職員の経験年数も比較的短い傾向にあった。地域生活定着支援センターは 2009 年に新設された組織であるため、従来から存在する他職種と比較して経験年数が短いことは当然である。
- (3) 健康課題や障がいを持つ矯正施設入所経験者の対応について、対応経験がある健康課題や障がいの種類、連絡・連携・協働経験がある組織や職種の種類が最も多いのは地域生活定着支援センター職員であり、保護司は最も少なかった。これは、職種に求められる役割として当然であり、保護司が担当する矯正施設入所経験者の犯罪傾向や背景要因は、保護観察官が対応する事例に比べて、複雑困難という訳ではないことも考慮する必要がある。
- (4) 連絡・連携・協働経験として、保健分野（保健所および市町村保健部門）との連絡・連携・協働は、福祉分野（市町村福祉部門および社会福祉事務所）に比べて少ない状況であった。一方、地域生活定着支援センター職員は医療機関や地域包括支援センターとの連絡・連携・協働も比較的多く、矯正施設入所経験者への支援において、保健医療ニーズが低いわけではないことが推察される。
- (5) 連絡・連携・協働の方法として、いずれの職種においても「電話」が最も多かった。
- (6) 連絡・連携・協働の方法として、「ケースカンファレンス」や「会議」の機会が最も多かったのは、地域生活定着支援センター職員、次いで保護観察官であったが、職種に求められる役割として当然であると言える。一方、定例会議等によって情報共有の機会やケースカンファレンスが実施される体制が構築されれば、自ずと連絡・連携・協働も活性化されることが期待される。すなわち、矯正施設入所経験者への支援において、保健分野との連絡・連携・協働が行われる場・機会の実体を構築することで、連絡・連携・協働が活性化され、当事者にとっても支援者にとってもメリットが増える可能性が示唆される。
- (7) 職種に期待される役割の違いがあるとはいえ、更生保護施設職員や保護司に対しても健康課題や障がいに関する一定の知識や対応スキルの研修は必要である。知識やスキルがないために必要な連絡・連携・協働ができていない可能性も考えられるため、情報共有やケースカンファレンスの機会や研修会等の機会を通して、健康課題に関する対応について連絡・連携・協働に必要な知識・技術の獲得を保障することも重要である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 2件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 Ohnishi M, Kawasaki R, Nakane H	4. 巻 73
2. 論文標題 Comparison of the mental health status of methamphetamine-dependent inmates and drug-addiction rehabilitation program participants in Japan	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Psychiatry Clin Neurosci	6. 最初と最後の頁 596
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1111/pcn.12903	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 大西真由美	4. 巻 50
2. 論文標題 薬物事犯による受刑・触法経験者への対応 保健所・民間・地域生活定着支援センターとの連携可能性	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 地域保健	6. 最初と最後の頁 48-51
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 大西真由美	4. 巻 59(7)
2. 論文標題 受刑経験がある薬物依存症者の再犯防止に寄与する社会的包摂プログラム開発	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 医療の広場	6. 最初と最後の頁 20-23
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 Ohnishi M, Kawasaki R, Nakane H	4. 巻 30
2. 論文標題 Mental health status among male and female methamphetamine-dependent inmates in Japan	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 European Journal of Public Health	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.1093/eurpub/ckaa166.1012	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 川崎涼子	4. 巻 50(1)
2. 論文標題 結核担当保健所職員へのヒアリングから示す現状と課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 地域保健	6. 最初と最後の頁 44-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 大西真由美, 川崎涼子	4. 巻 32
2. 論文標題 ポルトガルにおける薬物政策 ハームリダクションと非刑罰化	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 保健学研究	6. 最初と最後の頁 95-101
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

[学会発表] 計3件(うち招待講演 0件/うち国際学会 1件)

1. 発表者名 Mayumi Ohnishi, Ryoko Kawasaki
2. 発表標題 A comparison of the mental health status among male and female methamphetamine-dependent inmates in Japan
3. 学会等名 16th World Congress on Public Health (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 川崎涼子, 大西真由美
2. 発表標題 受刑・触法歴がある救護施設入所者の健康課題・障がい
3. 学会等名 第84回日本健康学会(長崎)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 川崎涼子, 河津里沙, 大西真由美
2. 発表標題 結核に罹患した刑事施設被収容者への包括的継続支援のための連携
3. 学会等名 第77回日本公衆衛生学会総会(福島)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

報告書「健康課題をもつ刑事施設入所経験者等に対する包括的継続健康生活支援に関する研究」を作成し、保護観察所、更生保護施設、地域生活定着支援センター、刑務所、保健所、市町村保健センター等、関係機関に配布した。

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	川崎 涼子 (KAWASAKI Ryoko) (30437826)	長崎大学・医歯薬学総合研究科(保健学科)・准教授 (17301)	
研究分担者	中根 秀之 (NAKANE Hideyuki) (90274795)	長崎大学・医歯薬学総合研究科(保健学科)・教授 (17301)	削除：2020年3月18日

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------